

入曽地区子育て支援拠点施設等整備事業　若い世代向け住宅用地の整備等を担う民間事業者の公募
への意見及び質問に対する回答

狭山市

令和7年11月13日

入曽地区子育て支援拠点施設等整備事業　若い世代向け住宅用地の整備等を担う民間事業者の公募に関して、令和7年11月1日（土）から令和7年11月7日（金）までの間に受け付けた意見及び質問に対して回答するものです。

なお、意見及び質問は、原則として原文のまま掲載しております。

※令和7年9月20日（土）から同年10月31日（金）までの間について、本公募に係る意見及び質問はありませんでした。

No.	意見	質問	質問内容	回答
1	—	○	<p>市道B第291号線から公共広場西側出入口へアクセスできる道路をつくることが条件となっていますが、428-13の土地に接するかたちで、428-7の土地内に新設道路を築造することは承諾いただけますでしょうか。</p> <p>またその場合、道路と公共広場との地盤高さに差ができますので、既存の境界ブロック・フェンスや排水施設、土間コンクリートを改修することについてご同意いただけますでしょうか。</p>	<p>・募集要項において、市道B第291号線から公共広場西側出入口へ市民がアクセスできる道路に関する企画を求めております。</p> <p>上記企画のほか、関係機関との事前協議が整うことを前提として、対象地における開発事業区域内道路の計画は民間事業者の提案によるものとしていることから、ご質問のように公共広場（狭山市南入曽428-13）に隣接する道路計画を提案いただくことは可能です。</p> <p>・地盤高の差の解消を目的とした改修工事につきましては、募集要項23頁15（9）ウにある「なお、公共広場西側出入口の位置の変更を希望する場合、本市こども支援部こども政策課及び保育幼稚園課（公共広場の所管課）と十分に協議を行った上で、事業者の負担により出入口の変更及び当初出入口の撤去並びに復旧を行ってください。」に類似することから、事業者の負担により当該改修工事を行うことは、可能とします。</p> <p>ただし、利用者や既存施設への影響等を含め、改修工事の内容について本市こども支援部こども政策課及び保育幼稚園課との協議を事前に行ってください。</p>
2	—	○	428-13の公共広場の北西角にある窪地は、何でしょうか。 遺跡等の文化財でしょうか。	公共広場の北西角のエリアにある窪地は、同エリアの勾配や周辺環境を考慮し、公共広場内の雨水処理対策のために設けたものであり、文化財ではありません。